

鈴鹿市育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 4 号

鈴鹿市育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成 1 1 年鈴鹿市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（育児を行う職員の時間外勤務の制限） 第 7 条 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 2 略 第 9 条 略 2 時間外勤務制限開始日から起算して第 7 条の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同条の規	（育児を行う職員の時間外勤務の制限） 第 7 条 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 2 略 第 9 条 略 2 時間外勤務制限開始日から起算して第 7 条の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同条の規

定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 3・4 略	定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が、<u>第7条第1項の規定による請求にあつては3歳に、第7条第2項の規定による請求にあつては</u>小学校就学の始期に達した場合 3・4 略
--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。